ストレスチェック制度運用の基本方針

株式会社三重県農協情報センター(以下「会社」という。)は、平成26年6月に施行された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」等に基づき、平成27年12月より適用開始となった「心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。)」を就業規則第2条に規定される従業員および派遣会社から当社に派遣されている派遣社員(以下、「従業員等」という。)を対象に実施するにあたり、以下の基本方針を定める。

1. 事業者の名称

株式会社三重県農協情報センター

2. 個人情報の保護

当社は、国の指針により、ストレスチェック結果等の個人情報について、本人の同意がない限り、内容の確認、閲覧は行わない。本人の同意を得て入手したストレスチェック結果等の個人情報は、本人の健康管理の目的のために使用し、それ以外の目的には使用せず、適切に取扱う。

3. ストレスチェック

当社は、ストレスチェックを1年に1回行う。実施については外部委託し、ストレスチェックの結果は、外部委託先から受検者へ直接通知する。ストレスチェックの受検は任意であるが、会社は、受検の勧奨を行うことがある。具体的な実施方法等については、要領で定める。

4. 集団分析について

受検者のストレスチェック結果に基づき部門・グループ毎の集計を行い、職場単位での ストレスの傾向や特徴、ストレスの高い部門、低い部門等の集団分析を行う。なお、個人 が特定されないよう、受検者数が10名以下の部門・グループについては、同部門内の他 グループまたは他部門と合算した数値を用いる。

5. 面談

一定水準以上のストレス値となった者(高ストレス者)は、産業医との面談を行うことができる。受診は任意であるが、受診の勧奨を行うことがある。産業医は面談により、就業制限(休業、残業禁止など)の要否の判定等を行う。

6. 職場環境等の改善

当社は、ストレスチェック、集団分析の結果および産業医との面談内容の結果等に基づき、就業上の措置の実施、職場環境の改善を図る。

7. 不利益な取扱いの禁止

当社は、ストレスチェック、集団分析の結果および産業医との面談内容の結果等に基づく就業上の措置の実施、職場環境の改善等において、従業員等への不利益な取扱いを行わない。

平成28年 4月 1日 制定

株式会社三重県農協情報センター 代表取締役社長 藤 井 義 裕